

二. 海上運送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和五年政令第九十六号）

三. 海上運送法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第九十七号）

二. 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和五年政令第九十六号）

海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和五年六月十一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とする。

三. 海上運送法施行令及び船員法関係手数料令の一部を改正する政令（平成五年政令第九十七号）

○海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（職権の委任） 第四条 法第四十五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次に掲げる職権とする。 一・二（略） 三 法第三十八条第三項、第四項、第八項及び第九項に規定する職権 四（略） 2 法第二十四条第一項（法第三十三条及び第四十四条において準用する場合並びに法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第三十七条の六第一項（これらの規定を法第四十四条において準用する場合を含む。）並びに第三十八条の五第一項に規定する国土交通大臣の職権は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）も行うことができる。 3（略）</p>	<p>（職権の委任） 第四条 法第四十五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次のとおりとする。 一・二（略） 三 法第三十九条の五第三項、第四項、第八項及び第九項に規定する職権 四（略） 2 法第二十四条第一項（法第三十三条及び第四十四条において準用する場合並びに法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第三十九条の四第一項（これらの規定を法第四十四条において準用する場合を含む。）並びに第三十九条の九第一項に規定する国土交通大臣の職権は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）も行うことができる。 3 法第四十五条の四第二項の政令で定める国土交通大臣の職権は、国土交通省令で定める運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運</p>

輸支局の事務所の管轄区域内に所在する船舶に関する第一項第三号に掲げる職権とする。

(令三政二三三・一部改正)

附 則

この政令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。

参照条文

○交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（抄）
（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
<p>（略）</p> <p>海事分科会</p>	<p>（略）</p> <p>一 海運、造船に関する事業、船舶、船員及び船舶交通安全に関する重要事項を調査審議すること。 二 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四百四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）、水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）及び海上交通安全法（昭和四十七年法律百十五号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>